

移動等円滑化取組報告書（旅客船ターミナル）

（令和 6 年度）

住 所 広島県広島市中区基町10-

設置／管理者名 広島県
代表者名 広島県知事 湯崎 英彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 旅客船ターミナルを公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客 船ターミナル	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
厳島港宮島口旅 客ターミナル	視覚障害者誘導用ブロック及び触知案内板の整備。 (利用者の意見などを踏まえながら必要な改善に努め る。)	令和2年2月29日供 用開始のため、令和6 年度中の新規整備はな い。

② 旅客船ターミナルを使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
職員による旅客 の誘導支援	高齢者、障害者等に対して、必要に応じて旅客の誘導支 援が行えるよう旅客事業者が職員を配置し可能な限り実施 する。	旅客事業者3社（J R 西日本宮島フェリー、宮 島松大汽船、アクアネッ ト広島）が適宜実施。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
運航情報の提供	不測の事由等により船舶の欠航等が発生した場合は、宮 島口旅客ターミナル内において旅客事業者が場内アナウン ス又は掲示板等により情報提供を行う。	旅客事業者3社（J R 西日本宮島フェリー、宮 島松大汽船、アクアネッ ト広島）が適宜実施。
ホームページ等 での周知	宮島口旅客ターミナルにおける利便施設（オストメイ ト、多目的トイレ、車椅子等）の場所、機能、利用方法等 についてホームページ等で周知する。	広島県ホームペー ジで周知。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇に関する講習の実施	旅客事業者の船員・乗組員に対して、高齢者、障害者等への声かけ、旅客支援に関する旅客事業者が講習を行う。	旅客事業者3社（ＪＲ西日本宮島フェリー、宮島松大汽船、アクアネット広島）が適宜実施。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客船ターミナルの利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

宮島口旅客ターミナル内において、旅客事業者や利用者に対して、申し出があれば貸し出せるよう車椅子を貸し出す。ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を広島県、廿日市市及び旅客事業者で共有するとともに、取組の改善に活用する。広島県、廿日市市及び旅客事業者において、宮島口旅客ターミナルの利用に係る問題点について定期的に会議を実施し、情報共有する。
--

(3) 報告書の公表方法

ホームページ上に掲載する。

(4) その他

ＪＲ西日本宮島フェリーのウェブサイトにＪＲ宮島口駅から宮島口栈橋までのバリアフリールートを紹介する。
--

Ⅱ 旅客船ターミナルの移動等円滑化の達成状況（旅客船ターミナルごとに記入）

(令和7年3月31日現在)

旅客船ターミナルの名称	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	公共交通移動等円滑化基準適合の有無	段差への対応	乗船場所の数	段差が解消されている乗船場所の数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型便所の設置の有無
厳島港宮島口旅客ターミナル	広島県廿日市市	25,804	○	○	3	3	○	○	○
(合計)ターミナル			1	1	3	3	1	1	1

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の旅客船ターミナルを設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の旅客船ターミナルを設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第11号様式)

- 注 1. 旅客船ターミナルの名称の欄には、ターミナル名に加えて所在する港名を付記すること等により、他の旅客船ターミナルと混同するおそれがないように記入すること。
2. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該旅客船ターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 乗船場所の数の欄には、岸壁、浮桟橋等をそれぞれ一の乗船場所としてそれらの合計数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
5. 段差が解消されている乗船場所の数の欄には、旅客船ターミナルの出入口とそれぞれの乗船場所との間の経路の段差が解消されている乗船場所の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
7. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
8. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該旅客船ターミナルに便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
9. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
10. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
11. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。